

## 蓮田市ユニバーサルデザイン住宅等改修資金 補助制度のご案内

市民の方が、市内施工業者(注1)により、ユニバーサルデザインの考えに基づき、個人住宅の改修工事等を行った場合には、市がその経費の一部を予算の範囲内で補助します。《申請は必ず工事着工前に行ってください》

対象住宅は 現在居住している住宅(注2) 《集合住宅・店舗併用住宅は居住部分》

対象となる  
方は

次の要件にすべて該当する方です。

- ①申請日現在、蓮田市に住民登録をしていること。
- ②住宅に居住していること。
- ③市税及び市の各種資金の貸付返済について、滞納していないこと。
- ④対象となる改修工事について、他の補助制度による補助を受けていないこと。

対象となる  
工事は

次の要件にすべて該当する工事です。

- ◎住宅の改築・増築・設備改善等住宅の機能の向上のために行う、裏面の表に掲げる工事。
- ◎市内施工業者(注1)が行う工事で、1万円以上の工事

補助金額は

補助対象の工事に係る改修工事費(消費税等別)の10%に当たる額(注3)  
10万円を上限とし、千円未満切捨てとします。

注1 市内施工業者は、市内に主たる事業所を有する法人  
又は市内に住所を有する個人。

注2 住宅の所有者の承諾があれば、借家であっても補助対象とします。

注3 非課税世帯に属する者が行う場合の補助率は、改修工事費(消費税等別)の10分の9とします。補助金額は10万円を上限とし、千円未満を切捨てとします。

◎ ユニバーサルデザインとは、すべての人が使いやすいようにデザイン(計画・設計)することです。

## 申請書に添付する書類

申請手続きは  
必ず  
工事着工前に  
行って下さい

- ①同意書（※1）
- ②住民票（※2）
- ③市が指定する様式による納税証明書  
又は市県民税所得割の非課税を証明する書類（※2）
- ④固定資産税・都市計画税納税通知書兼課税明細書の写し
- ⑤工事見積書の写し
- ⑥改修工事前の現場写真
- ⑦承諾書（※3）
- ⑧委任状（※3）
- ⑨その他市長が必要と認める書類

- ※1 同意書を提出する場合、②住民票、③納税証明書、④固定資産税・都市計画税納税通知書兼明細書の写しの提出を省略することができます。
- ※2 非課税世帯に属する者が申請する場合、**世帯全員**の住民票・市県民税非課税証明書を提出していただきます。
- ※3 借家の場合は、**承諾書**の提出が必要となります。  
代理の方が申請される場合は、**委任状**の提出が必要となります。

## ユニバーサルデザイン対応工事例

工 事 の 種 類	工 事 の 内 容
(1) 手すりの取り付け	廊下、便所、浴室、玄関、階段等の屋内に転倒防止もしくは移動または移乗動作を容易にすることを目的として設置する工事
(2) 段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の段差又は傾斜を解消する工事
(3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材料の変更	居室の畳敷から板製床材、ビニル系床材、浴室の床材等滑りにくい材質への変更等の工事
(4) 引き戸等への扉の取替え	開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等の工事
(5) 便所の改修	洋式便所等への便器の交換等
(6) 浴室の改修	高齢者等対応浴槽への交換等
(7) 台所、洗面所の改修	いす座又は車いす対応のキッチン又は洗面ユニットへの交換等
(8) 上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	①手すりの取り付けのための壁の下地補強 ②浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 ③床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備 ④扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事 ⑤便器の取替えに伴う給排水設備工事、便器の取替えに伴う床材の変更
(9) その他	①その他市長が認めたもの